

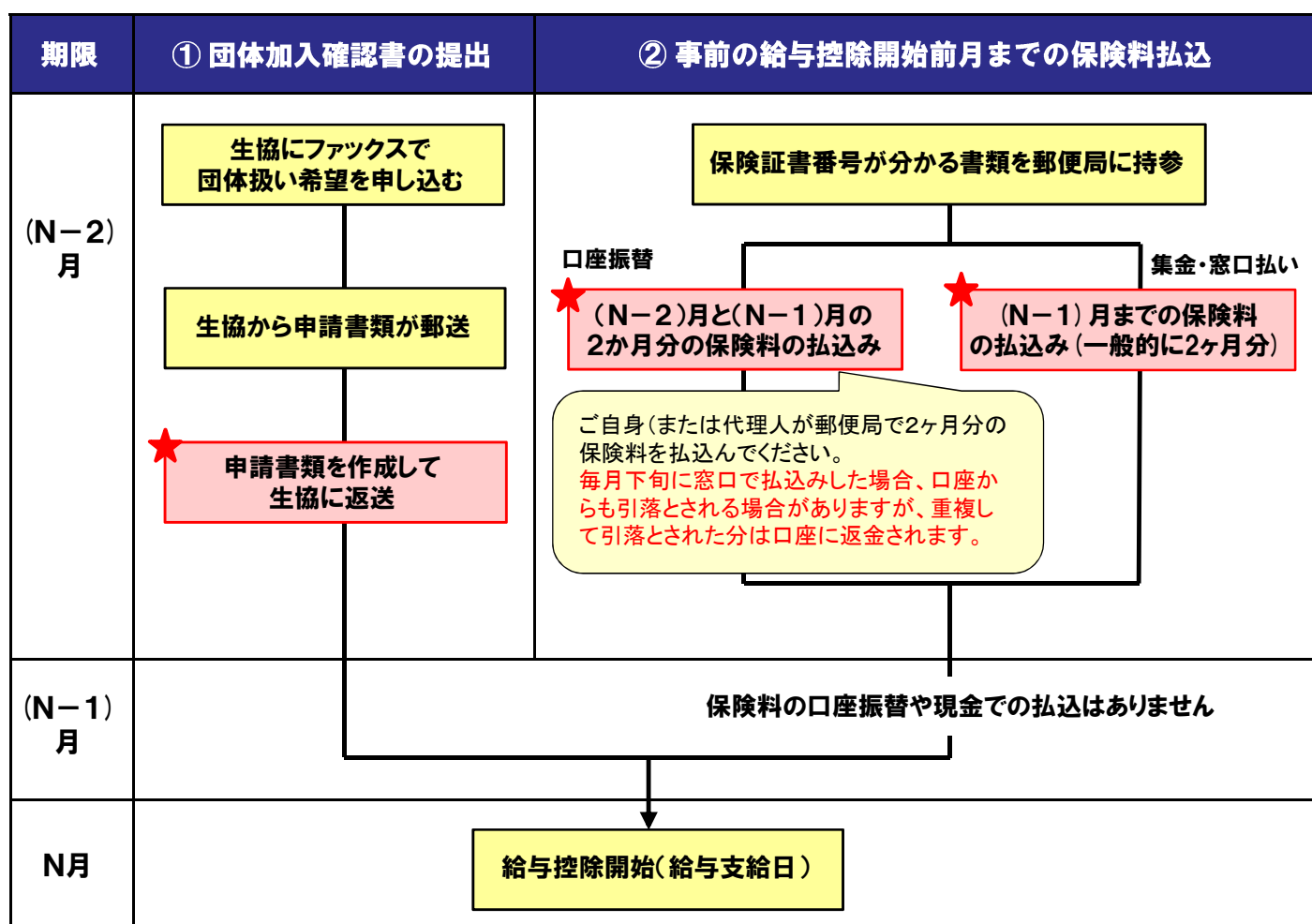
## 茨城県教職員（茨城県学校生活協同組合員）のみなさまへ ～かんぽ生命保険の団体取扱い制度の手続ガイド～

### 【取扱い開始の手続き】

①団体払込加入確認書の提出と、②事前に給与控除開始前月までの保険料を前倒して郵便局に払込む必要があります。

現在の保険料の払込方法によって手続きの流れが異なりますので、以下の流れを確認して手続をしてください。

### ○ 保険料を月払いしている場合（N月から給与控除を開始するケース）



★ ①には提出期限、②にも払込期間（締切）があります。必ず＜手続スケジュール早見表＞で確認してください。

### ○ 保険料を前納払いしている場合

既に払込された翌月（次回の払込予定月）から給与控除を開始することができます。給与控除開始月の6か月前から前々月15日までに、団体払込加入確認書を生協へ提出してください。

### 【ご注意】

☆保険契約の解約について☆

給与控除中に保険契約を解約されると、給与控除の停止が間に合わないことがあります。余分に給与控除された保険料は後日郵便局にて返金の手続きを行う必要があります。

## お問い合わせ先

### <団体申込手続き方法について>

茨城県学校生活協同組合

TEL：0120-663-648

FAX：0120-663-638

### <新規契約申込み相談や契約内容全般について>

水戸中央郵便局お客さまサービス部

TEL：029-221-3396

### <かんぼ生命の団体取扱い全般（申込手続き方法含む）について>

株式会社かんぼ生命保険お客さま相談窓口

TEL：03-6402-6536

※土日休日および12/31～1/3はご利用いただけません。

E-Mail:kampo.dantai.info1.ii@jp-life.jp

（件名に「茨城県学校生協団体取扱い照会」と記入）

### <かんぼ生命の商品内容一般>

株式会社かんぼ生命保険 かんぼコールセンター

フリーダイヤル：0120-552-950

※受付時間 平日 9：00～21：00

土日休日 9：00～17：00（1/1～1/3を除く）

※保険商品に関する一般的なお問い合わせは、（団体取扱いに関する固有の問い合わせを除く）コールセンターと最寄の郵便局で受けられます。